

補助対象経費について

経費	補助対象となるもの(例)	補助対象外となるもの(例)
イベントの周知を図るために要する経費	ポスター・チラシの印刷代、新聞折込代等	○市外事業者に発注した経費 ○商品及び有料サービス提供にかかる以下の経費 ① 調理器具やガス等の運搬代 ② 食品調理(販売用)に使用するガスレンタル代 ③ 調理器具や食材保管のための賃借代 ④ チケット印刷代 ⑤ 食品等販売に使用する紙皿や割り箸、コップ ○イベントを主催する団体の関係者及びその親族等に対して支出する経費 →イベントの運営スタッフとして携わった団体の関係者や親族への謝金
イベントの運営、会場の設営等に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場使用のための費用、交通誘導員への費用等</li> <li>・ビニール紐、テープ、アルコール消毒液等</li> <li>・保険料、郵券代、許可申請手数料等</li> <li>・イベント会場の除草・除雪代</li> <li>・音響・電気設備、仮設トイレ等</li> <li>・イスやテーブル、発電機等のレンタル代等</li> </ul>	
事業の催しに参加する出演者のための経費	報酬、謝金、交通費等	
その他の経費	※上記以外に必要となる経費については、別途ご相談ください。	

※その他の用途が補助対象に含まれるか不明瞭な場合には、市商工振興課（TEL：0238-82-8016）にお問い合わせください。